

平成 22 年度 海域の物質循環健全化計画播磨灘北東部地域検討委員会設置要綱（案）

（設置目的）

第 1 「平成 22 年度海域の物質循環健全化計画検討（播磨灘北東部地域検討）業務」の実施にあたって、専門的立場から助言を得るため、「平成 22 年度海域の物質循環健全化計画播磨灘北東部地域検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を社団法人 瀬戸内海環境保全協会に設置する。

（検討事務）

第 2 検討委員会は、以下の内容について助言を行う。

- （ 1 ）地域の物質循環に係る関連情報の収集内容と結果の検討に関すること
- （ 2 ）現地調査の計画と結果の検討に関すること
- （ 3 ）不健全な事象の解消または軽減化のための管理方策の検討に関すること
- （ 4 ）その他物質循環健全化計画検討に関する重要事項

（組織）

第 3 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（委員長）

第 4 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、検討委員会の議事を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第 5 検討委員会は、環境省の了解を得た上で、社団法人瀬戸内海環境保全協会会長が招集する。

- 2 委員長は、必要であると認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（代理出席）

第 6 検討委員（関係行政機関等委員に限る）は、やむを得ない事情により検討委員会に出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。

（謝金）

第 7 委員が検討委員会の職務に従事したときは、環境省が定める額（18,200 円）の謝金を

支給する。

(旅費)

第8 委員が検討委員会の職務に従事するために旅行したときは、社団法人瀬戸内海環境保全協会受託業務実施規程第3の(4)に定めるところにより、旅費を支給する。

(庶務)

第9 検討委員会の庶務は、社団法人瀬戸内海環境保全協会において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月24日にその効力を失う。

(別表)

「平成22年度海域の物質循環健全化計画播磨灘北東部地域検討委員会」委員

(学識経験者は氏名五十音順)

氏名	職名	専門分野
駒井 幸雄	大阪工業大学工学部 教授	学識経験者 (環境化学)
首藤 宏幸	(独)水産総合研究センター 瀬戸内海区水産研究所 部長	学識経験者 (生物生産環境学)
反田 實	兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 所長	学識経験者 (水産学)
出口 一郎	大阪大学大学院工学研究科 教授	学識経験者 (海岸工学)
藤原 建紀	京都大学大学院農学研究科 教授	学識経験者 (沿岸海洋学)
山口 徹夫	兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事	漁業団体
小林 一弘	水産庁瀬戸内海漁業調整事務所 指導課 課長	国の出先機関
藤澤 崇夫	兵庫県農政環境部農林水産局 水産課 課長	地方公共団体
土岡 正洋	兵庫県農政環境部環境創造局 自然環境課 課長	地方公共団体
森川 格	兵庫県農政環境部環境管理局 水質課 課長	地方公共団体
林 修司	明石市環境部 環境保全課 課長	地方公共団体
竹内 清文	加古川市環境部 環境政策課 課長	地方公共団体
園田 竹雪	(財)ひょうご環境創造協会/兵庫県 環境研究センター センター長	研究機関